

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の障害者(児)に対して手当を支給する。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別障害者手当等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の66項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の36の項、71の項、105の項、112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第2号ワ、第2号から第6号まで、第30条第11号、第44条第1号ワ、第2号から第6号まで [情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項、83の項、105の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第37条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県健康福祉部障害福祉課 〒500-8570 岐阜市数田南2丁目1番1号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年6月30日時点	平成30年2月28日時点	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別障害	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年2月28日時点	平成31年2月28日時点	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年2月28日時点	令和2年3月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の47項	別表第一の66項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら ないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項、85の項、87の項 [情報照会] 番号法第19条第7号 別表第二の67の項、68の項、85の項	[情報提供] 番号法第19条第8号 別表第二の36の項、71の項、105の項、112の項 [情報照会] 番号法第19条第8号 別表第二の82の項、83の項、105の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら ないため
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたら